

令和7年2月13日

基準該当短期入所生活介護の管理者様

上越市健康福祉部高齢者支援課長

令和7年度の「看護体制加算」の届出における留意点について

基準該当短期入所生活介護の「看護体制加算」については、老企第36号厚労省通知のとおり、前年度実績を基に翌年度の要件が決定される場合もあることから、必要に応じて届出等を行うことになります。

については、①既に看護体制加算を算定しており、令和7年4月1日以降も当該加算を算定しようとする事業所、②令和7年4月1日から新たに看護体制加算を算定しようとする事業所のいずれかに該当する事業所は、下記事項に留意の上、必要に応じて届出を行ってください。（加算内容に変更がない場合は届出不要です。）

記

1 加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）の要介護3以上の利用者の割合について

- (1) 「1月当たりの実績の平均」は、「前年度（3月を除く。）実績」又は「届出日の属する月の前3月の実績（以下、「直近3月の実績」という。）のいずれかで算出すること。算出にあたっては、「利用実人員数」又は「利用延人員数」を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないこと。なお、「前年度（3月を除く。）実績」とは令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間（11ヶ月間）における実績をいうものであること。
- (2) 「前年度（3月を除く。）実績」により割合を算出する場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の事業実施（予定）期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（12ヶ月間）において、6月以上ある場合のみ可能であること。
したがって、事業実施（予定）期間が6月未満の事業所は、「直近3月の実績」により割合を算出すること。

2 体制等届出書の提出の有無について

- (1) 既に看護体制加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）を算定している事業所
 - ア 令和7年度も継続して現在算定している加算を算定する場合は、手続きは不要であること。
 - イ 看護体制加算を算定しない場合は、速やかに体制等届出書を市に提出すること。
- (2) 新たに前年度（3月を除く。）実績により令和7年4月1日から看護体制加算を算定する事業所
令和7年3月15日までに体制等届出書を市に提出すること。

3 その他

(1) 体制等届出書の様式については、市ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

＜市ホームページの掲載場所＞

トップページ＞介護保険＞基準該当居宅サービスの変更届

(2) 上記のほか、看護体制加算の算定要件等については、報酬告示等で確認してください。

担当：上越市健康福祉部 高齢者支援課 介護企画係 池田 電話：025-520-5704（直通）
--